



SuMi TRUST年金ニュース

(2019年2月22日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】 2019年4月1日以降の財政運営基準等の通知案 に関するパブリックコメント手続きの開始

2019年（平成31年）2月21日、厚生年金基金の2019年4月1日以降の財政運営基準等の通知案に関するパブリックコメント手続きが開始され、3月22日までの間、意見募集が行われております。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180393&Mode=0>

1. 改正概要

通知「厚生年金基金の財政運営について」、「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」及び「厚生年金基金の業務報告書の様式について」の改正概要は以下のとおりです。

- ✓ 存続基準に係る取扱いを具体化
- ✓ 財政状況等に対するモニタリング強化に関する内容を反映（詳細は[2019年2月1日付 SuMi TRUST年金ニュース](#)をご参照）
- ✓ 解散計画・代行返上計画の廃止を反映
- ✓ その他、過去の経過措置の削除等

2. 経緯

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行日（平成26年4月1日）から5年間を経過した後は、代行資産保全の観点から、最低責任準備金の1.5倍又は最低積立基準額を確保すること（「存続基準」）等が求められ、また、解散計画・代行返上計画による財政運営は廃止されることを踏まえて、通知改正を行うもの。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-5404-3066